

# イー歯トーブ 8020 プラン（岩手県口腔の健康づくり推進計画） における大規模災害時における歯科保健医療の体制抜粋

## 第 1 章 計画の基本的事項 (P1-3)

### 1 計画策定の趣旨

口腔の健康は、バランスのとれた食生活を可能とし、また、生活習慣病や誤嚥性肺炎の予防に寄与するなど、心身とも健やかで豊かな人生を送るうえで基礎的かつ重要な役割を果たしています。

本県ではこれまで、全国に先駆けて実施している「8020（ハチマルニイマル）運動」や平成 13 年度に策定した「健康いわて 21 プラン」により、県民の口腔の健康づくりに取り組んできましたが、子どものむし歯有病者の割合が全国平均よりも高い状況にあるとともに、地域間に大きな格差が生じているほか、成人においては重度の歯周病に罹患している者の割合が増加しています。また、人口に占める高齢者の割合が全国平均よりも高い状況にある本県において、高齢者の口腔機能の維持・向上への対策が重要となっています。このため、生涯を通じた口腔の健康づくりにおいて一層の取組が求められているところです。

平成 23 年 3 月 11 日には、本県の沿岸地域を襲った東日本大震災津波により、地域の歯科の診療施設が壊滅的な被害を受けました。県、歯科医師会等の関係機関・団体による支援が行き届くまでの間、避難所での生活においては、口腔の衛生及び歯科保健医療の確保について困難を極め、改めて災害時における歯科保健医療の重要性を強く認識したところです。震災後、失われた歯科保健医療の提供体制の整備を進めてきましたが、引き続きこの取組を継続するとともに、平時から災害に備えた歯科保健医療の提供体制を構築しておく必要があります。

こうした中、本県において、平成 25 年 3 月に、県民一人ひとりが主体的に口腔の健康づくりに取り組むとともに、県民誰もが、適切な歯科保健サービスを受けることができる環境を整備することにより、生涯にわたって生き生きと安心して質の高い生活を送ることができる社会を実現することを目指して、「岩手県口腔の健康づくり推進条例（平成 25 年岩手県条例第 36 号）」（以下「県条例」という）が制定されました。

本計画は、県条例の基本理念に基づき、口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

### 2 計画の位置付け

#### (1) 計画の根拠及び他計画との整合性

この計画は、「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）」第 13 条及び県条例第 9 条に基づき策定するものであり、国が定めた「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（平成 24 年厚生労働省告示第 438 号）」を勘案するとともに、次に掲げる法定計画をはじめとする関連施策に関する計画との整合性を図っています。

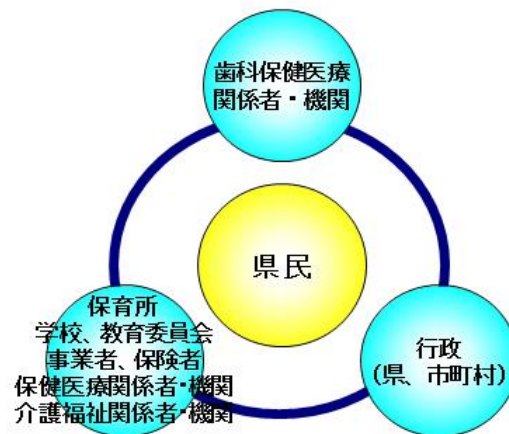
- ・ いわて県民計画、第 2 期アクションプラン
- ・ 岩手県保健医療計画

- ・ 健康いわて 21 プラン（第 2 次）（岩手県健康増進計画）
- ・ 第 2 次岩手県がん対策推進計画
- ・ いわていきいきプラン 2014（岩手県高齢者保健福祉計画、岩手県介護保険事業支援計画）
- ・ いわて子どもプラン（次世代育成対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく岩手県行動計画）
- ・ 岩手県障がい者プラン（岩手県障がい者計画、岩手県障がい福祉計画）
- ・ 岩手県食育推進計画
- ・ 岩手県地域防災計画
- ・ 岩手県東日本大震災津波復興計画
- ・ 岩手の教育振興

(2) 県民及び健口づくりサポーターの指針としての位置付け

この計画は、県民一人ひとりが口腔の健康づくりに取り組むための指針となります。また、県（保健所）、市町村、保育所、学校、教育委員会、事業者、保険者、歯科保健医療関係機関、保健医療関係機関、介護福祉関係機関等を県民の口腔の健康づくりを支援するサポーター（「健口（けんこう）づくりサポーター」）として位置付け、これらの関係機関が県民の口腔の健康を実現するために取り組むべき方向性を示す基本的な指針となります。

図表 1 県民と健口づくりサポーター



### 3 計画期間

2014 年度（平成 26 年度）を初年度とし、2022 年度（平成 34 年度）を最終年度とする 9 か年計画とします。

### 4 目指す姿

県条例の趣旨を踏まえ、「口腔の健康づくりの推進により、すべての県民が生き生きと安心して質の高い生活を送ることができる社会の実現」を目指します。

## 5 基本方針及び施策の方向性

### (1) 基本方針

県条例の基本理念を踏まえて、以下の 2 つの基本方針を設定し、具体的な施策の展開を図っていきます。

#### ① 県民の主体的な口腔の健康づくりの促進

県民一人ひとりが、かかりつけ歯科医をもち、歯科健康診査(検診)、歯科保健指導等の歯科保健サービスを受けながら主体的に口腔の健康づくりに取り組めるよう支援します。

#### ② 生涯を通じて歯科保健サービスの利用が可能な環境の整備

県民誰もが、生涯を通じて歯科健康診査(検診)、歯科保健指導等の歯科保健サービスを受けることができるよう環境の整備を進めます。

### (2) 施策の方向性

県条例の基本的な施策を踏まえて、以下の 4 つの施策を設定し、総合的かつ計画的に口腔の健康づくりを進めます。

#### ① ライフステージに応じた口腔の健康づくり

乳幼児期(出生から 5 歳)、学齢期(6~19 歳)、成人期(20~59 歳)[妊産婦である期間を含む]及び高齢期(60 歳以上)のライフステージごとの特性を踏まえて、適切かつ効果的に口腔の健康づくりを進めます。

#### ② 障がい児・者及び要介護者の口腔の健康づくり

むし歯と歯周病の予防処置や歯科健康診査を受けることが難しい状況にある障がい児・者及び要介護者に対して、歯科健康診査(検診)、口腔ケア等の歯科保健サービスの確保を図ります。

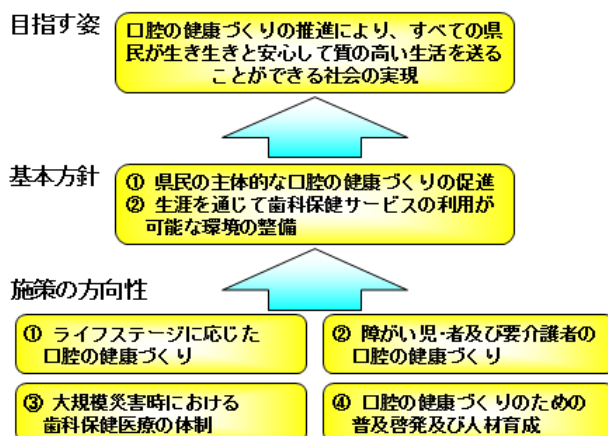
#### ③ 大規模災害時における歯科保健医療の体制

東日本大震災津波により被災した地域における歯科保健医療の提供体制の整備を進めるとともに、災害発生時における歯科保健医療の確保及び平時における災害に備えた歯科保健医療の提供体制の構築を図ります。

#### ④ 口腔の健康づくりのための普及啓発及び人材育成

口腔の健康づくりに関する情報の提供と歯科医師、歯科衛生士等の口腔の健康づくりに関わる者の資質向上を図ります。

図表 2 イー歯トープ 8020 プランの概念図



## 第2章 口腔の健康づくりに係る現状、課題及び施策 (P46-50)

### 3 大規模災害時における歯科保健医療の体制

#### (1) 発生時における歯科保健医療の確保

##### <現状>

- 県では、「岩手県地域防災計画」と「岩手県保健医療計画（2013-2017）」の災害時医療体制の中に、歯科保健医療活動を位置付けています。
- 県では、災害時に被災者への歯科医療救護活動を行うため、岩手県歯科医師会と「災害時の歯科医療救護に関する協定書」を締結しています。
- 災害時には、義歯紛失等により咀嚼機能が低下すると、それに付随して摂食・嚥下機能の低下や低栄養が起りやすくなります。また、ライフラインの寸断により歯磨き、義歯の手入れ、口腔ケア等による口腔内の清掃が困難になり、歯周病の悪化や誤嚥性肺炎の発生が懸念されます。
- 他にも、食生活の変化に伴う子どものむし歯の発生や、ストレスを原因とした口腔乾燥によりむし歯、歯周病、義歯の不適合等の発生も懸念されます。
- 東日本大震災津波の際に実施した被災地での歯科保健医療活動について、指揮系統の一本化や歯科チームの撤収等については適切に行われましたが、様々な課題も明らかとなりました。
  - ・ 震災の発生から本格的な活動の開始まで時間を要したこと。
  - ・ 被災地において活動のコーディネート機能を担う者が不足していたこと。
  - ・ 活動の初期に、被災者への情報提供が不足していたこと。
  - ・ 被災地において歯科チームと他職種チームの情報共有が不十分であったこと。
  - ・ 活動の初期に、歯科医療救護活動と比較して口腔ケア等の歯科保健活動が不足していたこと。
  - ・ 被災者の口腔内の状況や避難所等の歯科保健に係る環境について、情報が不足していたこと。
- 岩手県歯科医師会は、災害時に口腔内所見による身元確認作業が円滑に行われるよう、研修及び訓練を実施しています。

##### <課題>

- 東日本大震災津波の際の歯科保健医療活動における課題を踏まえて、災害時における歯科保健医療活動の体制を構築する必要があります。特に、被災地における歯科保健医療ニーズの情報収集、速やかに歯科保健医療活動を行う体制づくり、歯科保健医療活動

のコーディネート機能の強化、歯科チームと他職種のチームとの連携等が必要です。

- 義歯紛失等に即日義歯の作製ですばやく対応できる救護活動と災害発生後の早い段階から誤嚥性肺炎の防止を目的とした口腔ケア等の歯科保健活動の実施が求められます。
- 災害時における口腔ケア等の歯科保健の重要性について、県民に周知する必要があります。
- 平時から歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士を対象として、歯科保健医療活動に関する研修・訓練を実施するなど、これら歯科専門職の資質の向上が必要です。

### 〈施策（取組の方向性）〉

- 東日本大震災津波の際の課題を踏まえて、災害時の歯科保健医療活動に関する体制の構築を進めます。
- 災害時には、県（保健所）、市町村、岩手県歯科医師会・郡市歯科医師会、岩手県歯科衛生士会、岩手県歯科技工士会、岩手医科大学等が連携し、速やかに避難所、救護所等での歯科医療救護活動を行います。その際には、義歯紛失等に対して、即日義歯の作製を行うなど、応急処置ができる準備を整えます。
- 災害発生後の早い段階から、県（保健所）、市町村、地域の歯科医師・歯科医師会、岩手県歯科医師会、岩手県歯科衛生士会等が連携し、避難所、救護所、応急仮設住宅等で口腔ケア等の歯科保健活動を行います。
- 災害時における口腔ケア等の歯科保健の重要性について、平時から県民に普及啓発します。
- 災害時に関係機関・団体間の連携により歯科保健医療活動が円滑に行われるよう、研修・訓練を実施し、活動体制と内容の確認・修正を図ります。

### 〈関係者の主な役割〉

#### ◆県民

- ・ 災害時における口腔ケア等の歯科保健の重要性について理解し、防災グッズに歯ブラシ等の口腔清掃用品を準備します。
- ・ 災害時には、避難所等の生活においても歯磨きや口腔機能の維持・向上に取り組むなど、口腔の健康づくりを心がけます。

### ◆健口づくりサポーター

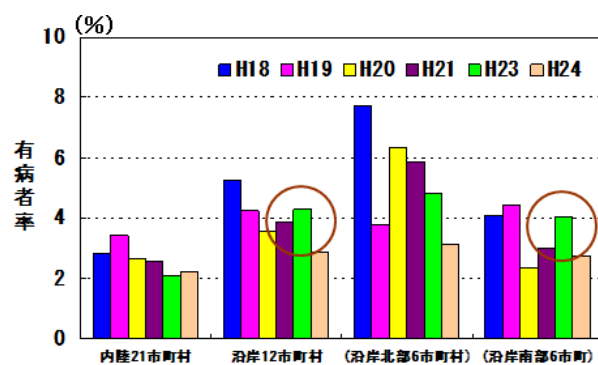
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県、歯科医師会等が進める災害時の歯科保健医療活動の体制構築に協力します。</li> <li>・ 口腔ケア等の歯科保健の重要性について普及啓発します。</li> <li>・ 災害時には、口腔ケア用品等の調達に努めます。</li> <li>・ 県（保健所）、歯科医師会等の歯科保健医療活動に協力します。また、関係機関と連携し、口腔ケア等の歯科保健活動を行います。</li> </ul>
県（保健所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時の歯科保健医療活動に関する体制の構築を進めます。</li> <li>・ 口腔ケア等の歯科保健の重要性について普及啓発します。</li> <li>・ 歯科保健医療活動の研修・訓練を実施します。</li> <li>・ 災害時には、「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づいて岩手県歯科医師会に歯科医療救護活動の要請を行います。また、その救護活動の連絡調整を行います。</li> <li>・ 歯科保健医療活動に必要な資器材、口腔ケア用品等を調達します。また、市町村が実施する口腔ケア用品等の調達に協力します。</li> <li>・ 関係機関と連携し、口腔ケア等の歯科保健活動を行います。</li> </ul>
歯科保健医療関係者・機関（団体）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における歯科保健医療活動の体制や被災した歯科医療機関の支援体制、支援の受入体制の構築を進めます。</li> <li>・ 口腔ケア等の歯科保健の重要性について普及啓発します。</li> <li>・ 歯科保健医療活動の研修・訓練を実施します。</li> <li>・ 災害時には関係機関と連携して歯科保健医療活動を行います。</li> <li>・ 歯科保健医療活動に必要な資器材、口腔ケア用品等を調達します。</li> </ul>
保健医療関係者・機関（団体）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県（保健所）、歯科医師会等の歯科保健医療活動に協力するとともに、歯科チームと活動内容の情報を共有し、連携を図ります。</li> </ul>
介護福祉関係者・機関（団体）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県（保健所）、歯科医師会等の歯科保健医療活動に協力します。また、障がい児・者及び要介護者に口腔ケア等の取組を行います。</li> </ul>

## (2) 東日本大震災津波の被災地域における歯科保健医療の確保

### <現状>

- 東日本大震災津波により、市町村では、歯科健康診査、歯科保健指導、むし歯の予防処置等の歯科保健事業が一時的にできなくなりました。また、沿岸12市町村にある113の歯科医療機関（うち歯科診療所109）のうち61施設（うち歯科診療所60）が被災し、歯科診療や地域歯科保健活動に多大な影響がありました。
- 県全体として子どものむし歯が減少しているなか、沿岸南部の地域ではむし歯の増加がみられます。1歳6か月児のむし歯有病者率をみると、沿岸南部の市町村で震災後に一時的に増加がみられます。（図表61）
- 高齢者の口腔機能と口腔衛生状態の低下により誤嚥性肺炎、栄養状態の低下等も懸念されています。
- 震災後の初期に実施していた歯科医療救護活動の終了後、県及び岩手県歯科医師会は、平成23年9月から、被災地の応急仮設住宅集会所及び高齢者福祉施設において延べ6,800人以上の方に口腔ケア等の歯科保健活動を行っています。（図表62）

図表 61 1歳6か月児のむし歯有病者率の推移  
(内陸と沿岸の比較)



出典：1歳6か月児歯科健康診査結果集計

図表 62 沿岸地域における口腔ケア等の歯科保健活動の実績

＜実施箇所数＞			
	実施箇所数	（内訳）	
		応急仮設住宅集会所等	高齢者福祉施設等
平成23年度 （9月～）	244	195	49
平成24年度	237	177	60
平成25年度	255	190	65

＜実施内容延べ件数＞							
	被実施者	歯科健診 歯科相談	（内訳）				要支援者に係る 市町村等への 情報提供数
			清掃指導	間金指導	口腔ケア	普及啓発	
平成23年度 （9月～）	2,022	2,022	1,827	34	1,759	1,980	1,103
平成24年度	2,434	2,434	1,901	158	1,951	2,426	1,077
平成25年度	2,371	2,248	1,714	8	1,713	2,292	858

出典：岩手県健康国保課「被災地口腔ケア推進事業実績」

＜課題＞

- 市町村の歯科保健事業は再開し、また被災した多くの歯科医療機関も治療を開始していますが、被災者の歯科保健の状況や全身の健康状況の悪化が懸念されることから、むし歯と歯周病の予防、口腔機能の維持・向上を目的とした歯科保健活動を継続する必要があります。

＜施策（取組の方向性）＞

- 被災地の応急仮設住宅集会所及び高齢者福祉施設において、歯科健康診査、歯科保健指導、歯科相談、口腔ケア等の歯科保健活動を行うことにより住民の健康づくりを推進します。

＜関係者の主な役割＞

◆県民

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心身の健康に気を付けるとともに、歯磨きや口腔機能の維持・向上に取り組むなど、口腔の健康づくりに努めます。</li> </ul>
--

◆健口づくりサポーター

県（保健所）、市町村、歯科保健医療関係者・機関（団体）、介護福祉関係者・機関（団体）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関が連携し、被災地にて歯科健康診査、歯科保健指導、歯科相談、口腔ケア等の歯科保健活動を行います。</li> </ul>
保健医療関係者・機関（団体）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県（保健所）等が実施する口腔ケア等の歯科保健活動に協力します。</li> </ul>



## 第3章 計画の推進 (P57)

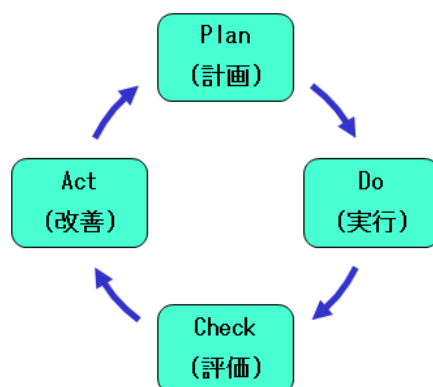
### 1 計画の推進体制

県（保健所）、市町村、保育所、学校、教育委員会、事業者、保険者、歯科保健医療関係機関、保健医療関係機関、介護福祉関係機関等の健口づくりサポーターが連携し、それぞれの役割を果たしながら、県民の口腔の健康づくりを推進します。

### 2 計画の進行管理

健康いわて21プラン口腔保健専門委員会において、毎年、各施策の推進状況や数値目標の達成状況を確認し、評価を行います。また、目標を達成するための方策の検討、見直しを行うなど、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のPDCAサイクルにより進行管理を行います。

図表 66 PDCA サイクル



### 3 計画の評価及び見直し

2017年度（平成29年度）に中間評価を行い、必要に応じて見直しを行います。また、2022年度（平成34年度）に最終評価を行います。

なお、この計画の目標に関する基礎データについては、県民生活習慣実態調査等の必要な調査を実施し、把握します。

目標一覧 (P58)

区分	目標項目名	現状値 (H24)	目標値 (H34)	出典
乳幼児期	3歳児でむし歯がある者の割合の減少	26.5%	14%	3歳児歯科健康診査結果集計
	3歳児でむし歯のある者の割合が30%以上である市町村の減少	21市町村 (H21, 23, 24の3年分集計)	3市町村	
	3歳児で不正咬合がある者の割合の減少	9.4%	7.6%	
学齢期	12歳児で永久歯のむし歯がある者の割合の減少	38.7%	28%	公立学校定期健康診断結果集計
	12歳児の一人平均永久歯むし歯数が1歯以上である市町村の減少	22市町村 (H21, 22, 24の3年分集計)	6市町村	
	中学生・高校生で歯肉に炎症所見がある者の割合の減少	23.0%	20%	
成人期 (妊産婦である期間を含む)	成人期で未処置のむし歯がある者の割合の減少	40.0%	32%	
	20・30歳代で歯肉に炎症所見がある者の割合の減少	30.8%	25%	
	40・50歳代で進行した歯周炎がある者の割合の減少	55.4%	44%	
	30・40歳代で喪失歯がある者の割合の減少	44.9%	25%	
	成人期及び高齢期で定期的に歯科健康診査(検診)を受けている者の割合の増加	25.8%	50%	
高齢期	60歳代で未処置のむし歯がある者の割合の減少	41.1%	33%	岩手県「県民生活習慣実態調査」
	60歳代で進行した歯周炎がある者の割合の減少	64.2%	53%	
	60歳で24歯以上自分の歯を有する者の割合の増加	46.3%	60%	
	80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合の増加	21.3%	40%	
	60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	71.6%	80%	
	成人期及び高齢期で定期的に歯科健康診査(検診)を受けている者の割合の増加【再掲】	25.8%	50%	
障がい児・者	障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科健康診査実施率の増加	62.8% (H25)	90%	岩手県健康国保課「障がい児・者入所施設の歯科保健状況に関するアンケート調査」
要介護者	介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び地域密着型介護老人福祉施設での定期的な歯科健康診査実施率の増加	27.0% (H25)	50%	岩手県健康国保課「高齢者入所施設の歯科保健状況に関するアンケート調査」